

県南広域振興局長告示第133号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和2年10月27日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1(1) 名称 花巻市東和町土沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市地内の国道283号と市道駅前八日市場線との交点を起点とし、起点から国道283号を南東に進み市道晴山梁川線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み猿ヶ石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み国道456号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道落合南成島線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道南成島線との交点に至り、同点から同市道を西に進み主要地方道北上東和線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み市道中田母衣輪線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道中田桑の木沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道六本木駒板線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道283号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み市道六本木愛宕線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道関口線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道愛宕表の森線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道石南線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道八幡沢2号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道田屋川八幡沢線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道本妙寺線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道火葬場線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道駅前八日市場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道八日市場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道駅前八日市場線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 花巻市東和町向田瀬特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 花巻市地内の市道向田瀬線と田瀬湖満水線との交点を起点とし、起点から市道向田瀬線を北に進み民有林3002林班と国有林岩手南部森林管理署105及び106林班の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進みさらに南に進み田瀬湖満水線との交点に至り、同点から同満水線を西に進みさらに北に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 遠野市山喜特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 遠野市綾織町上綾織1地割14番地の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

4(1) 名称 水沢測地観測所特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市地内の市道窪谷地線と市道門下内熊ヶ沢線との交点を起点とし、起点から市道窪谷地線を北西に進み農道鶴ノ木新田内熊沢線との交点に至り、同点から同農道を東に進み市道門下内熊ヶ沢線との交点に至り、同点から同市道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

5(1) 名称 奥州市国見平スキー場

(2) 区域 奥州市衣川地内の市道西部横断1号線と林道長塚山線との交点を起点とし、起点から市道西部横断1号線を南西に進み市道西部横断2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み作業道との交点に至り、同点から同作業道を北に進み作業道に通じる土塁との交点に至り、同点から同土塁を北東に進み横沢に通じる土塁との交点に至り、同点から同土塁を南東に進み横沢との交点に至り、同点から同沢を下流に進み林道長塚山線との交点に至り、同点から同林道を南東に進み起点に至る

線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

6(1) 名称 奥州市江刺柏木沢特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市江刺地内の市道藤里口内線と市道竹洞浅倉線との交点を起点とし、同点から市道藤里口内線を北西に進み市道椚ノ木田線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み赤線Aとの交点に至り、同点から赤線Aを北西に進み農道881との交点に至り、同点から同農道を北東に進み赤線Bとの交点に至り、同点から赤線Bを北西に進み市道巽沢柏木沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道白岩第1線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道白岩第2線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道柏木沢後田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道竹洞浅倉線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

7(1) 名称 奥州市江刺宿ノ平・根木町特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 奥州市江刺地内の国道456号と市道根木町田原峠線との交点を起点とし、同点から国道456号を北西に進み市道細用線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道根木町田原峠線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み奥州市と一関市の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み北上川中流域森林計画第1258林班と第1259林班の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み市道蓬莱山線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道根木町田原峠線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

8(1) 名称 一関市藤沢町相川ダム特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市藤沢町地内の市道黄海日向線と市道相川右岸線との交点を起点とし、起点から市道黄海日向線を南東に進み市道相川左岸線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み岩手県と宮城県の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み相川ダム堤頂管理路との交点に至り、同点から同管理路を北西に進み相川ダム右岸道路との交点に至り、同点から同道路を北東に進み市道相川右岸線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

9(1) 名称 一関市藤沢町金越沢ダム特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市藤沢町地内の一般県道藤沢津谷川線と市道栗沢1号線との交点を起点とし、起点から一般県道藤沢津谷川線を東に進み市道保呂羽安道線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み林道大峰山線との交点に至り、同点から同林道を南に進み市道金越沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道栗沢1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

10(1) 名称 一関市藤沢町千松ダム特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 一関市藤沢町地内の市道大穴沢線と千松ダム堤頂管理路との交点を起点とし、起点から市道大穴沢線を北西に進み市道蜂ノ沢1号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに南に進み千松ダム堤頂管理路との交点に至り、同点から同管理路を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器